

長期住所不明組合員のみなし自由脱退について

2023年4月26日
津山医療生活協同組合
理事長 井ノ上 義明

津山医療生活協同組合定款第10条の2により、「組合員が第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。」の規定に基づき、当該事業年度末（2024年3月31日）において脱退処理手続きを行う予定です。

事業所（医療福祉複合施設玄関）に「長期住所不明組合員の名簿」を掲載します。ご自分のお名前が掲載されている組合員は、至急住所変更等の手続きをお願いいたします。

なお、長期住所不明組合員の自由脱退手続きをさせていただいた方でも、住所が判明した場合は、その時点で従来の出資金額をもって登録をさせていただきます。

<長期住所不明組合員>

大谷 訓子	沖永 和重	奥 朋	河本 君子	杉山 喜久子	杉山 昌彦
田辺 強子	谷口 裕彦	谷名 通良	土居 恵子	徳永 幸子	内藤 満美江
畑森 安男	浜田 静江	横田 真也			